山梨県後期高齢者医療広域連合におけるはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・

指圧師の施術に係る受領委任による療養費の支給申請に関する留意事項

**１　療養費受領委任者登録届及び申請書の提出について**

**（１）療養費受領委任者登録届について**

新規の療養費受領委任者登録届にあたって必須となる書類は以下のとおりとします。

必ず申請をする前に山梨県後期高齢者医療広域連合（以下「当広域連合」という）へ提出してください。

①療養費受領委任者登録届出書（新規・変更）

②誓約書

③はり、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の免許証（写し）

④地方厚生（支）局へ届出が確認できる書類の写し

※開設届出書もしくは出張専業施術業務開始届出書等

※提出書類を作成するにあたっての注意点

・提出資料の記載に虚偽（例：記載されている者の名義貸しや、記載対象者氏名の無断使用等）が判明した場合、届出を不受理とすると共に受領委任の取り扱いを５年間中止します。

・当広域連合のほか、他都道府県後期高齢者医療広域連合及び市町村等の他保険者から受領委任の取り扱いを中止されている者や、過去に不正に関与していたとみられる者等が名簿に掲載されていることが判明した場合、届出を不受理とします。

・療養費支払いは、療養費受領委任者登録届出書（新規・変更）に基づいて支払いを行います。同一の登録記号番号で、異なる口座への振込を希望する場合は、別途「療養費振込口座届出書（個別変更）」の届出を必要とします。希望の際は必ず当広域連合へ連絡のうえ、指示に従い、提出してください。

　・届出後に、登録内容（施術所住所・郵送先・振込口座等）に変更・終了が生じた場合は、速やかに「療養費受領委任者登録届出書（新規・変更）」により届出を行ってください。

**（２）療養費支給申請書の提出について**

必ず患者より一部負担金を徴収してから申請書を提出してください。

申請書を提出する際には、施術内容や療養費の支給基準等との整合性を精査したうえで、あん摩・マッサージとはりきゅうは別にし、登録記号番号・保険者番号順に取りまとめ、申請書一式はすべて原則、Ａ４サイズに統一してホッチキス止めにして当広域連合へ提出してください。（のり付けはしないでください）。

【はり・きゅう、あん摩・マッサージの療養費支給申請書提出にあたり必要となる書類】

　各様式については、厚生労働省の基準様式を使用するものとします。また、必要に応じて、基準様式の内容と相違なく、必要な欄の追加や軽微な配置の変更をすることを認める。

1. 総括表（Ⅰ）・（Ⅱ）
2. 療養費支給申請書
3. 医師の同意書・・・指定の同意書・診断書を添付してください。
4. 往療内訳書・・・被保険者１名につき、施術月分１部を添付してください。
5. １年以上・月１６回以上施術継続理由・状態記入書・・・初療の日から１年以上経過している患者で、かつ、１ヶ月間の施術を受けた回数が１６回以上の者は、施術月分１部を添付してください。
6. 施術報告書・・・写しを添付してください。
7. 頻回な施術を必要とした詳細な理由及び今後の施術計画書・・・長期・頻回警告通知が到着した月の翌月以降に、更に月１６回以上の施術を行う場合には療養費支給申請書の提出の際に添付してください。
8. その他、当広域連合が必要と認める書類

**２　基準に基づく書類の整備について**

事業者は、提供する施術が療養費の支給基準に適合していることを管理するとともに、疑義が生じたときには、それぞれの保険給付における正当性を立証できなければなりません。患者毎の所要の記録等が不十分でないか点検し、次のような書類を必ず整備してください。

1. 施術録
2. 往療日報（往療記録簿、運行記録簿）

③一部負担金徴収簿、領収書（控）の保管と会計庶簿等の整備

**３　不正・不適切請求に対する対応について**

支給した療養費の支給要件適合等に疑義が生じた場合は、当広域連合において被保険者等の聞き取りなどによる調査を実施します。

その結果、所要の事項等について指導を行うとともに、不正又は不適切な請求があったときは、既払療養費を返還していただくほか、受領委任の取り扱いを中止します。

これらの取り扱いについては、次のとおりです。

**（１）保険請求に疑義がある場合の調査について**

書類点検や通報に基づく情報等により、当広域連合は必要に応じ調査を行います。なお、調査は関係機関（市町村等）と共同で行う場合があります。

①患者調査

この調査は、患者等に対して高齢者の医療の確保に関する法律第６０条及び第１３７条第１項の規定に基づき行うもので、疑義の有無にかかわらず随時に調査を行います。

初動調査において不正又は不適切な請求の可能性があると判断した場合は、原則として受領委任者または施術所の患者について調査を行うこととなります。

調査結果が判明する間は、受領委任者への療養費の支払を保留する場合があります。

②施術所（事業所）調査

受領委任者及び施術所に対して随時、施術録や往療日報及び一部負担金徴収簿などの関係書類に基づく支給要件の確認報告や、関係書類の閲覧又は提出などを求めます。

　　※「２　基準に基づく書類の整備について」で整備を求める書類を中心に提出いただきます。

※受領委任者及び施術所等が「調査に応じない」「調査を妨害する」「提出期限までに資料を提出しない」「所定の書類が具備されていない」等、当広域連合に対し非協力的態度であると判断した場合は、提出されている療養費の申請はすべて保留とし、ただちに受領委任を中止します。

③法定検査

前述②において調査を拒んだ場合、法令に基づく質問・検査権を有する山梨県に通報し、山梨県と当広域連合による共同調査を行うことがあります。この調査に応じない、または妨害等したりしたときは、罰則の適用を受けることがあります。

**（２）自主点検による返還について**

軽微な過失により、請求が不適切だった場合は自主点検を行い報告してください。

**（３）調査結果に基づく通知等**

①施術所への通知

療養費申請及び受領委任に関して軽微と判断される不適切事案が認められた場合には、その内容を通知し、是正を求めます。また、その管理運営に改善すべき事項が認められるときは、この旨を通知するとともに、改善誓約書等の提出を求めます。

②関係団体への通知

是正又は改善事項の通知を受けた施術所が、県内のはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師で構成する社団法人等の会員であるときは、当該社団法人等に対し、その是正又は改善事項に関し施術所の指導を行うよう要請します。

**（４）受領委任の取り扱い中止について**

施術所の不正又は不適切な請求に係る受領委任の取り扱いは次のとおりです。

1. 受領委任の取り扱いを中止するとき

下記のいずれかに該当する場合は即刻中止とします。また、中止時点で提出されている申請書は返戻する場合があります。

ア）故意又は重大な過失により不正又は不適切な療養費の請求を行ったとき

イ）不適切な取り扱いについて指導を受けても、相当期間にわたり改善がみられないとき

ウ）他都道府県後期高齢者医療広域連合及び市町村等の他保険者より受領委任の中止が確認されたとき

エ）療養費受領委任者登録届出書に係る提出資料において、新規、変更の如何によらず、虚偽の記載であることが認められるとき

オ）当広域連合が行う患者調査及び施術所調査等において妨害・非協力的であるときなど

②故意又は重大な過失の判断について

故意又は重大な過失にあたるかどうかについては、施術所の管理運営状況や、施術録とその関連諸帳簿及び会計関係書類など所要書類の整備状況及び記録内容、関係者の供述等により、総合的に評価して判断します。

　③受領委任の取り扱いの中止対象者

雇用形態（委託契約、雇用契約、パート等含）や不正請求への関与の有無にかかわらず、該当の施術登録番号で施術を行った者全員を対象とします。ただし、その不正がある特定者のみであることが客観的に判断できる場合には、中止の対象者を限定する場合もあります。

④療養費受領委任の取り扱いの中止期間

５年間とします。

ただし、５年を経過しても返還金を完納できていない場合は、完納するまで取扱中止期間を延長します。

⑤中止期間中の対応

中止が決定した段階で、取り扱いの中止を受けた者が開設、若しくは勤務して提出していた療養費支給申請書はすべて返戻します。また、取り扱いの中止を受けた者が新たに別の事業所に勤務等していることが判明した場合、その者の記載のある療養費支給申請書はすべて返戻とします。

　　　ただし、中止決定日以前に転職している等、その者が取り扱いの中止を受けたことを事業所が知り得なかった場合に限り、中止決定日までの施術分についてのみ療養費支給申請書を受け付けることができるものとします。

**（５）療養費の返還金について**

原則として過去５年間遡及して返還すべき療養費の額（返還金）を確定し、期限を定めて速やかな一括返還を求めます。

**（６）公正証書の作成**

返還に際し返還金が高額になった場合など、当広域連合が必要と認めた場合は強制執行認諾約款付き公正証書による損害賠償債務弁済契約を締結していただきます。なお、書類の作成に要する手数料及び印紙代等の費用は、全額受領委任者の負担とします。

**（７）医療保険者への通知等**

全国の都道府県後期高齢者医療広域連合及び県内市町村に対し、療養費受領委任の取り扱いの中止を行った旨を通知します。また、山梨県に対して報告し、山梨県から関係団体に対し療養費受領委任の取り扱いの中止を行ったことを通知するよう要請します。

**（８）事実の公表**

故意又は重大な過失による不正又は不適切請求案件については、その施術所の住所、名称、代表者氏名及び案件の概要などについて、山梨県と協議の上、原則として公表します。

公表は、報道機関への情報提供や当広域連合ホームページへの掲載等の方法によります。

令和３年７月１日適用